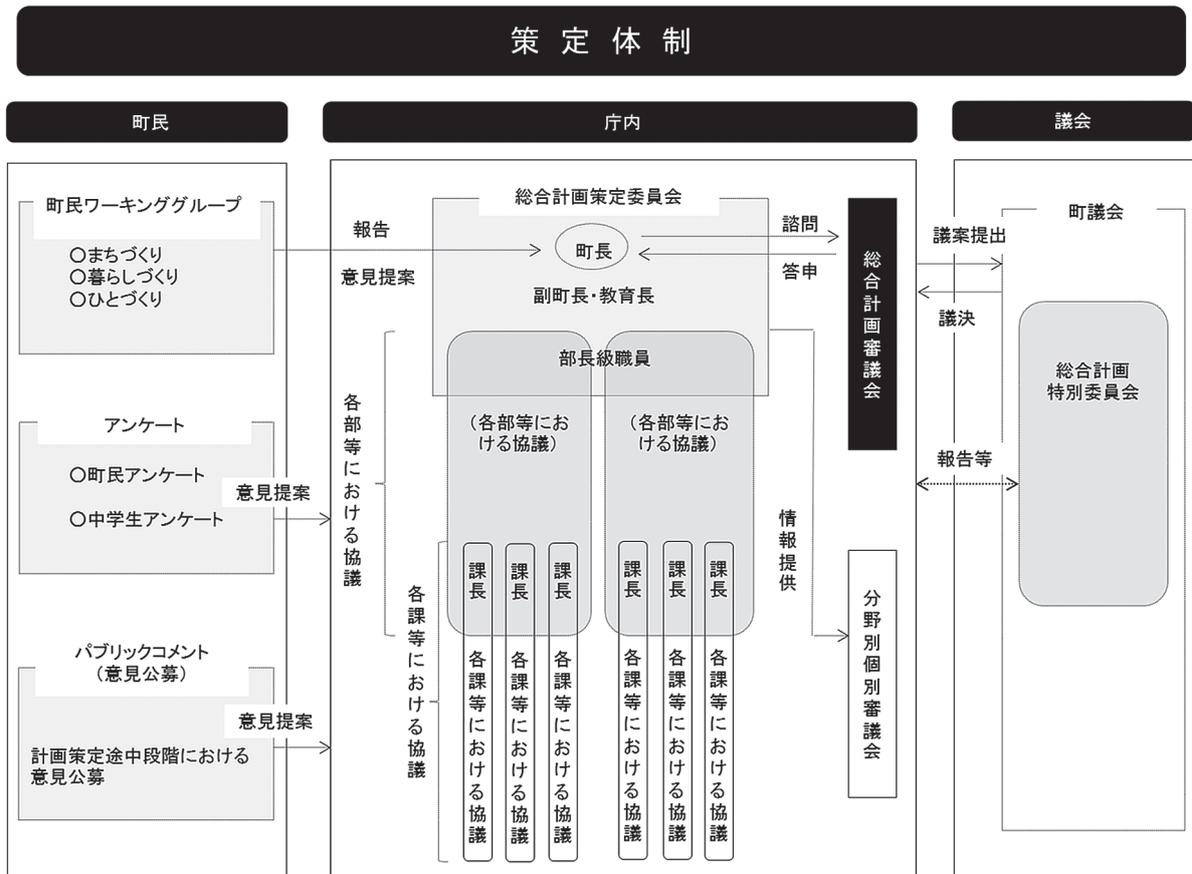


V

資料編

1 策定体制

総合計画の策定にあたっては、町民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、町民、有識者、議会、職員から意見等を結集し、策定作業を進めました。



2 総合計画策定条例

平成23年に地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像を定める総合計画の策定が不可欠であることから、その策定根拠等を明確にし、必要事項を定めるため「葉山町総合計画策定条例」を制定しました。

総合計画策定条例

葉山町総合計画策定条例

平成25年10月8日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町を目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、葉山町附属機関の

設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条に規定する葉山町総合計画審議会に諮問するものとする。

（意見の聴取）

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴くものとする。

（策定過程における報告）

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

（公表）

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

（他の計画との関係）

第8条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている第三次葉山町総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

3 町民参加

総合計画の策定段階において、町民の意見や提案を幅広く反映するため、様々な町民参加・参画の機会を設けました。

(1) 第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ

「第四次葉山町総合計画基本構想」の策定過程における町民参画の場として、葉山町が設置した組織です。住民基本台帳より満20歳以上の町内在住者1,500人に対し参加者を募集し、50人の方にご参加いただきました。

ア 設置要綱

※課の名称は、第四次葉山町総合計画策定期間中の名称です。

第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ実施要綱

(平成25年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画基本構想策定過程における町民参画の場として、町民ワーキンググループを設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 今後の基本計画基本構想づくりに活用するため、町民ワーキンググループは、地方自治についての講義及び町からの各テーマに関する現状を踏まえて、今後の町の目指すべき姿について討議するものとする。

(参加者の決定方法)

第3条 住民基本台帳より無作為で抽出した町内在住者1,500人(年齢満20歳以上)に対し、参加依頼の文書を送付し、参加の承諾を得た町民を参加者として決定する。ただし、承諾者が50人を超えた場合は抽選により決定する。

(実施方法)

第4条 町民ワーキンググループには、全体会とテーマ別検討会を設ける。

- 2 全体会は参加者全員が参加し、これからの地方自治についての講義を行うとともに各テーマに関する当町の特色等につき説明を行う。
- 3 テーマ別検討会はテーマごとの今後の町の目指すべき姿について討議する。
- 4 テーマ別検討会のテーマは下表のとおりとする。

テーマ	対象分野	担当課等
まちづくり	都市づくり	都市計画課 道路河川課
	産業観光	産業振興課
	農林水産	産業振興課
暮らしづくり	環境	環境課
	安全・安心	総務課防災係
	福祉	福祉課 健康増進課
ひとづくり	教育	学校教育課
	子育て	子ども育成課
	文化	生涯学習課

- 5 町民ワーキンググループの運営は、総務部企画調整課が行う。

(職員参加)

第5条 町民の視点、町民の声を意識する機会を得るため、町民ワーキンググループに討議テーマの担当課等の職員が参加するものとする。

- 2 町民ワーキンググループに参加する職員は、全体会においてテーマ別検討会の対象分野について当町の特色等の説明を行うとともに、テーマ別検討会にはオブザーバーとして同席し、必要に応じて情報提供を行う。
- 3 町民ワーキンググループに参加する職員は、担当課等からの推薦により決定する。

(謝礼)

第6条 全体会での講義講師に対し、謝礼を支払うものとする。

- 2 参加者には、記念品を贈呈するものとする。

(成果の取り扱い)

第7条 テーマ別検討会における討議結果については、結果報告としてまとめ、町ホームページなどを通じて公表するとともに、今後の基本構想策定、審議及び個別計画等に活用するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成26年3月31日をもって終了する。

イ 会議の概要

第1回全体会議

	日時・場所	内容
第1回	平成25年5月26日(日) 13:00～15:00 場所：福祉文化会館大会議室	① 講義 「これからの地方自治 ～地方自治の担い手は、地域住民～」 講師：県立保健福祉大学保健福祉学部 社会福祉学科長 臼井正樹 教授 ② 町の現状や取り組みについて ③ グループ分け

第2回会議

	日時・場所	内容
第2回	平成25年6月9日(日) まちづくりグループ 9:30～11:30 暮らしづくりグループ 13:00～15:00 ひとづくりグループ 16:00～18:00 場所：教育総合センター研修室	グループワーク(KJ法ワークショップ) ～「葉山町の強み」を伸ばし、 「葉山町の弱み」を改善するためには?～

第3回会議

	日時・場所	内容
第3回	平成25年6月23日(日) まちづくりグループ 9:30～11:30 暮らしづくりグループ 13:00～15:00 ひとづくりグループ 16:00～18:00 場所：教育総合センター研修室	グループワーク結果をもとに作成した 「葉山町 将来構想 提言書(素案)」の検討 グループワーク(KJ法ワークショップ) ～住民が行えること・行いたいこと～

第4回会議

	日時・場所	内容
予備日 (第4回)	平成25年6月30日(日) ひとづくりグループ 10:00~12:00 場所:教育総合センター研修室	「葉山町 将来構想 意見書(案)」の検討

町長への報告会

	日時・場所	内容
報告会	平成25年7月7日(日) 町長への報告会 9:00~10:30 場所:町長室	各グループの代表者6人による町長への報告 と意見交換

(2) 「第四次葉山町総合計画」策定に向けた町民アンケート調査

1 調査の目的

総合計画の策定にあたり、町民の日ごろの町政に対する満足度や意見を把握し、「目指すまちの姿」やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査方法

調査対象	20歳以上の町民から無作為に抽出した1,500人
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成25年10月

3 回収状況

配布数	回収数(有効回収数)	回収率
1,500票	673票	44.9%

(3) 「第四次葉山町総合計画」策定に向けた中学生アンケート調査

1 調査の目的

総合計画を策定するにあたり、まちの将来を担う中学生の“葉山町”への思いを、計画策定の基礎資料とするため、町立中学校の3年生を対象に実施しました。

2 調査方法

調査の対象	葉山中学校及び南郷中学校の3年生
調査方法	中学校を通じて配布・回収
調査期間	平成26年5月12日～5月16日

3 回収状況

配布数	回収数(有効回収数)	回収率
262票 (葉山中学校 176票) (南郷中学校 86票)	239票 (葉山中学校 157票) (南郷中学校 82票)	91.2%

(4) パブリックコメント(意見募集)の実施

第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループからの意見や町民アンケート調査結果から見えてきたまちの目指す姿や生活課題、また町職員による第三次総合計画の振り返り作業などを踏まえ作成した第四次葉山町総合計画基本構想・前期基本計画(案)に対し、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

募集期間	平成26年9月1日から9月30日まで
提出方法	ファクシミリ、Eメール、郵送、又は持参
募集結果	14名から158件のご意見をいただきました。

4 議会の取り組み

葉山町議会では、総合計画の策定に合わせ、総合計画特別委員会を設置し、策定過程から行政と意見交換を行うとともに、調査及び審査を行いました。

(1) 総合計画特別委員会開催状況

開催日	内容
平成25年6月21日	・総合計画特別委員会を設置
平成25年8月30日	・第四次葉山町総合計画策定方針の説明 ・町民ワーキンググループ活動報告書 等
平成25年9月24日	・今後の委員会の予定
平成25年11月6日	・調査視察(横須賀市議会)
平成25年12月11日	・町民アンケート調査結果報告 ・人口推計 等
平成26年3月3日	・第三次葉山町総合計画後期基本計画の振り返り作業概要報告 ・まちづくりの体系(方向性) ・将来人口の考え方 ・基本構想期間 等
平成26年4月21日	・「第三次葉山町総合計画後期基本計画の推進状況」報告 ・施策体系の整理 ・中学生アンケート(案) 等
平成26年6月10日	・基本構想(案) ・中学生アンケート概要報告 等
平成26年7月14日	・第四次葉山町総合計画基本構想(案)に係る意見交換
平成26年7月31日	・基本構想(案)論点整理 ・中学生アンケート調査結果報告 等
平成26年8月29日	・施策の体系 ・進行管理 ・基本計画(案) 基本理念1「人を育てる”葉山」
平成26年9月4日	平成26年第3回定例会における中間報告(案)

平成26年9月10日	・平成26年第3回定例会本会議において中間報告
平成26年9月26日	・基本計画(案) 基本理念2「暮らしを守る」葉山
平成26年10月16日	・基本計画(案) 基本理念3「活力を創造する」葉山 基本理念4「みんなでつくる」葉山
平成26年11月7日	・第四次葉山町総合計画に対する町長の思い
平成26年11月10日	・第四次葉山町総合計画(答申)に対する意見聴取
平成26年11月17日	・第四次葉山町総合計画(答申)に対する本委員会からの意見への対応
平成26年12月3日	・委員会として第四次葉山町総合計画を可決
平成26年12月12日	・平成26年第4回定例会本会議において、第四次葉山町総合計画を可決
平成27年2月5日	・第四次葉山町総合計画印刷イメージ

(2) 総合計画特別委員会委員名簿

委員長	笠原俊一
副委員長	中村文彦
委員	窪田美樹
委員	畑中由喜子
委員	待寺真司
委員	長塚かおる
委員	横山すみ子
オブザーバー 議長	金崎ひさ
オブザーバー 副議長	近藤昇一

5 総合計画審議会

総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申しました。

(1) 総合計画審議会規則 ※課の名称は、第四次葉山町総合計画策定中の名称です。

葉山町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町の総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関及び公共的団体の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(特別委員)

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員

葉山町総合計画審議会委員名簿

任期 平成27年8月25日まで

氏名	所属等
うすい まさき 臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学教授
うらかみ あやこ 浦上 彩子	葉山町環境審議会委員
かしま ちひろ 鹿嶋 千尋	葉山町子ども・子育て会議委員
きたむら てつや 北村 哲也	葉山町商工会青年部部長
こんどう だいすけ 近藤 大輔	神奈川県議会議員
たかなし あさみ 高梨 麻美	第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ ひとづくりグループ
たなべ しのぶ 田辺 忍	葉山町教育研究所 教育指導員
ふくもと かつみ 福本 嘉津巳	町内会連合会会長
ふくやす のりあき 福安 徳晃	第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ まちづくりグループ
ふじい かずひろ 藤井 一洋	地域公共交通マイスター
みやうち はじめ 宮内 一	第四次葉山町総合計画基本構想町民ワーキンググループ 暮らしづくりグループ

(五十音順・敬称略 ※肩書きは委嘱時のもの)

(3) 諮問書

葉 企 第 50 号
平成 26 年 5 月 30 日

葉山町総合計画審議会
会 長 白 井 正 樹 様

葉山町長 山 梨 崇 仁

第四次葉山町総合計画に関する諮問について

葉山町総合計画策定条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮 問】

第四次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画の樹立

(4) 答申書

平成 26 年 11 月 6 日

葉山町長 山 梨 崇 仁 様

葉山町総合計画審議会
会 長 白 井 正 樹

第四次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画の樹立に
ついて（答申）

平成 26 年 5 月 30 日付け葉企第 50 号で諮問のありました第四次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画について、将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、本審議会において慎重かつ活発に審議を行い、素案からの修正を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、新たな総合計画の推進にあたっては、本審議会における審議経緯及び出された意見を尊重し、着実な実現に努められることを期待します。

(5) 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内 容
平成25年度(第1回)	平成25年8月26日	・策定方針 ・町民ワーキンググループ活動報告書等
// (第2回)	平成25年12月20日	・町民アンケート調査結果報告 ・人口推計 ・まちづくりの体系(方向性) 等
// (第3回)	平成26年3月24日	・「第三次葉山町総合計画後期基本計画の推進状況」報告 ・将来人口の考え方 ・基本構想期間 ・施策体系の整理 等
平成26年度(第1回)	平成26年5月30日	・諮問 ・基本構想(案) ・中学生アンケート概要報告 等
// (第2回)	平成26年8月4日	・中学生アンケート調査結果報告 ・施策の体系 ・進行管理 ・基本計画(案) 基本理念1「人を育てる”葉山」
// (第3回)	平成26年8月26日	・基本計画(案) 基本理念2「暮らしを守る”葉山」
// (第4回)	平成26年9月19日	・基本計画(案) 基本理念2「暮らしを守る”葉山」 基本理念3「活力を創造する”葉山」
// (第5回)	平成26年10月3日	・基本計画(案) 基本理念4「みんなでつくる”葉山」
// (第6回)	平成26年10月31日	・第四次葉山町総合計画(答申案)
	平成26年11月6日	町長への答申

6 庁内の取り組み

(1) 策定委員会設置要綱

葉山町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため、葉山町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、庁内会議規程（昭和59年9月29日告示第48号）第3条第2項に規定する者により組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画基本構想原案の策定に関すること。
- (2) 総合計画基本計画原案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に総合計画の各分野で専門的に調査、研究及び検討する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事項及び構成員等については、必要に応じ委員長が別に定める。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、総合計画の策定をもって満了する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

(2) 庁内会議等の開催経過

時 期	内 容
平成25年8月	・第四次葉山町総合計画策定方針の決定 ・葉山町総合計画策定委員会①
平成25年10月	・「葉山町総合計画策定条例」制定
平成25年11月	・葉山町総合計画策定委員会②
平成25年12月 ～平成26年2月	・第三次葉山町総合計画後期基本計画の振り返り作業 各課等調査票作成 各課等ヒアリング ・総合計画についての説明会 ・葉山町総合計画策定委員会③④
平成26年3月	・葉山町総合計画策定委員会⑤⑥ ・「第三次葉山町総合計画後期基本計画の推進状況」報告書 (公表)
平成26年4月～6月	・基本構想(案)策定作業 ・葉山町総合計画策定委員会⑦ ・前期基本計画(案)策定作業 各課等調査票作成 各課等ヒアリング
平成26年6月	・葉山町総合計画策定委員会⑧
平成26年7月	・葉山町総合計画策定委員会⑨
平成26年10月	・葉山町総合計画策定委員会⑩

7 主な個別計画一覧

概ね、総合計画の「基本施策」又は「単位施策」が対象とする分野に関し、策定されている計画や方針、指針などを掲載しています。

基本理念 I “人を育てる”葉山

基本目標 1 子どもの豊かな自己実現力(生きる力)をはぐくんでいるまち

(教育・文化)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町教育総合プラン(第2期) (平成20年5月～)	町の教育施策に関する基本的な考え方を定めた計画	・教育基本法

基本目標 2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち

(教育・文化)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町生涯学習推進プラン (平成10年～)	地域全体に生涯学習を推進する体制を作り上げるための計画	—
葉山町子ども読書活動推進計画 (平成25年度～平成29年度)	家庭・地域・学校・町が連携し、子どもの読書活動の環境を整えていくための計画	・子ども読書活動の推進に関する法律
国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画 (平成24年度～平成33年度)	国指定史跡長柄桜山古墳群の適切な保存と活用の実現に向けて、その具体化を図るために策定した計画	・文化財保護法
男女共同参画プランはやま(第3次) (平成27年度～平成32年度)	女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会を実現するための計画	・男女共同参画社会基本法

葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (平成27年度～平成32年度)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する計画	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
--	--------------------------------------	-----------------------------

基本目標 3 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち

(子育て)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るための計画	・子ども・子育て支援法

基本理念 II “暮らしを守る”葉山

基本目標 4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

(保健・医療・福祉)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町健康増進計画・食育推進計画 (平成25年度～平成29年度)	住民、地域団体、関係機関、学校と行政が連携して、健康づくりと食育推進を実現するための計画	・健康増進法
葉山町特定健康診査等実施計画(第2期) (平成25年度～平成29年度)	生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に取り組むための計画	・高齢者の医療の確保に関する法律
葉山町新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた計画	・新型インフルエンザ等対策特別措置法

葉山町地域福祉計画(第1期) (平成25年度～平成28年度)	高齢者や障害者、子育て世代等の生活上の課題に対する支援を、住民・地域・NPOや福祉関係者などが主体的に行うことができるようサポートするための計画	・社会福祉法
第6期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (平成27年度～平成29年度)	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るための計画	・老人福祉法 ・介護保険法
葉山町障害者計画 (平成27年度～平成32年度)	障害がある人のための施策に関する基本的な計画	・障害者基本法
葉山町障害福祉計画(第4期) (平成27年度～平成29年度)	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	・障害者総合支援法
葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針 (毎年度策定)	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

基本目標 5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

(生活環境)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町環境基本計画 (平成23年度～平成32年度)	町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを推進するための計画	・環境基本法
葉山町緑の基本計画 (平成18年度～平成27年度)	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	・都市緑地法

台湾リスク防除実施計画 (平成22年度～平成27年度)	台湾リスクによる生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減、町からの排除を推進するための計画	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
葉山町森林整備計画 (平成25年度～平成34年度)	適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を図るための計画	・森林法
葉山町鳥獣被害防止計画 (平成27年度～平成29年度)	鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
葉山町ごみ処理基本計画 (平成26年度～平成30年度)	町から発生するごみの長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めた基本計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
葉山町一般廃棄物処理実施計画書 (毎年度策定)	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めた計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装廃棄物分別収集計画 (平成26年度～平成30年度)	循環型社会の実現に向けて、町内における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)にかかる取り組みを推進するための計画	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
第四期葉山町地球温暖化対策実行計画 (平成26年度～平成30年度)	町自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等を図るための計画	・地球温暖化対策の推進に関する法律
葉山町公共下水道全体計画 (平成4年度～平成42年度)	町における公共下水道の整備に関する計画	・下水道法
葉山町公共下水道事業計画 (平成24年度～平成28年度)	公共下水道整備の直近5ヵ年の実施計画	・下水道法
葉山町生活排水処理基本計画 (平成24年度～平成33年度)	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により生活排水処理100%を目指す計画	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

基本目標 6 だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

(安全・安心)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町消防計画 (昭和55年度～)	消防組織及び施設の整備拡充をし、消防活動の万全を図るようとする基本計画	・消防組織法
葉山町緊急消防援助隊受援計画 (平成17年度～)	大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける際に円滑な活動ができるようとする計画	・消防組織法
葉山町地域防災計画 (平成26年3月～)	災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画	・災害対策基本法
葉山町耐震改修促進計画 (平成24年度～平成27年度)	平成27年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率90%を目指す計画	・建築物の耐震改修の促進に関する法律
葉山町国民保護計画 (平成19年3月～)	武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画	・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
葉山町交通安全計画 (平成24年度～平成27年度)	交通事故のない安全・安心な生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画	・交通安全対策基本法

基本理念 Ⅲ “活力を創造する”葉山

基本目標 7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

(都市基盤)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
都市計画マスタープラン (平成9年～平成27年)	町民と行政とが一緒になって、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めた計画	・都市計画法
葉山町景観計画 (平成22年7月～)	景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた計画	・景観法
都市計画道路の見直し方針 (平成26年3月策定)	都市計画道路の必要性を再検証し、その検証結果に基づき「存続」「廃止」など今後の都市計画道路の都市計画の方針についてとりまとめたもの	—
葉山町橋梁長寿命化修繕計画 (平成25年3月～)	老朽化していく橋りょうの安全性を確保しつつ、予防的修繕等を実施することにより、維持管理費用の縮減と橋りょうの長寿命化を図るための計画	・道路法 ・社会資本整備重点計画法

基本目標 8 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち

(産業・経済)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町真名瀬漁港維持運営計画 (毎年度策定)	真名瀬漁港の維持管理の適正かつ円滑な執行を図るための計画	—

基本理念 IV “みんなでつくる”葉山

基本目標 11 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

(行政運営)

計画名称 (計画期間等)	計画概要	根拠法令等
葉山町行政改革大綱(第四次) (平成22年度～平成28年度)	行財政改革を効果的・効率的に推進し、行政経営の確立に向け、基本となるもの	—
研修計画 (毎年度策定)	職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な人材育成に関する計画	—
葉山町中期財政計画 (平成27年度～平成32年度)	中期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画	—
葉山町公共施設白書 (平成26年3月策定)	町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を示したもの	—

